公の施設使用料 町内外判定フロー（町外２倍の適用）

●個人使用の場合

申請者の住所（本人確認書類で確認）

- 町　内 → 規定額
- 町　外 → 規定額の２倍

●団体使用の場合
（任意の複数人使用を含む）

（A）任意団体

申請者（代表者）・事業所等の住所又は所在地

町　内

使用者の内訳

- 過半数が町内 → 規定額
- 過半数が町外 → 規定額の２倍

※町内、町外同数の場合は規定額の料金を適用

（B）法人又は規約、会則等のある団体

申請者（代表者）・事業所等の住所又は所在地

- 町　内 → 規定額
- 町　外 → 規定額の２倍

※住所又は所在地の確認は、運転免許証、マイナンバーカード、名刺、社員証、所在地が分かる書類等により行います。

金ケ崎町